

# せんりプラットフォーム 会則

## (名称)

第1条 本会は、せんりプラットフォーム（以下「本会」という）と称する。

## (事務所)

第2条 本会の事務所は、吹田市竹見台 4-5-1-904 に置く。

## (目的)

第3条 本会は、千里に住む住民や千里で活動する地元企業、各種団体の他、千里に深い関心と愛着を持つ者たちが、『千里エリア』の持続的な価値維持向上に向けて、地域の活性化と関係性強化することを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 千里住民や地元企業、各種団体の情報拠点となるプラットフォーム事業。
- (2) 千里住民や地元企業、各種団体の参加するイベント事業。
- (3) 千里エリアの情報を受発信するメディア事業。
- (4) 千里住民や地元企業、各種団体の参加する相互交流の場の提供。
- (5) その他、目的達成のために必要と思われる事項。

## (会員)

第5条 本会の会員は、千里エリアに在住、または、関りがあり、本会の主旨に賛同する者で構成する。但し、入会にあたっては所定の手続きを行い、役員会の承認を必要とする。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名以上
- (2) 副代表 1名以上
- (3) 監事 1名以上

## (役員を選出)

第7条 本会の役員は、会員の中から選出し、総会の承認を得る。

## (役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 本会の役員は、次の仕事を分担する。

- (1) 代表は、本会を代表して会の統括を図る。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 監事は、事業と会計を監査する。

(役員会)

第10条 本会の役員会は、役員をもって構成し、代表が招集開催し、会の運営を協議し事業の運営にあたる。

(顧問)

第11条 本会は役員承認により顧問を置くことができる。顧問は会の運営に関して適切な助言を行う。その任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第12条 年に1回開催し、次のことを決議する。なお、議決は出席者の過半数によるものとする。

- (1) 役員承認
- (2) 会則改正
- (3) 事業報告並びに会計報告承認
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

(会費)

第13条 本会の会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、賛助金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第16条 本会則に定めない事項については、役員会で協議し決定する。

附則 本会則は、令和4年5月26日から施行する。

附則 本会則は、令和7年5月20日から施行する。